

「第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案」に対するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成29年12月15日（金）から平成30年1月11日（木）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの12月15日号及び市ホームページ

3 計画素案の公表方法

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 高齢介護課、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンターにおける閲覧

4 意見提出の方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及び取扱い等

- (1) 提出された意見、提案等の件数の内訳及び対応状況

内容分類	件数	対応区分			
		A	B	C	D
① 文章、表現等に関する こと	1件	1件			
② 計画推進の課題に関する こと	3件		1件	2件	
③ 計画の取組状況に関する こと	0件				
④ その他	0件				

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等はすでに計画に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D：内容に関する感想等その他のもの

「秦野市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案」に寄せられた市民からの御意見等

番号	御意見等の内容について		計画素案への反映状況	
	計画素案の該当箇所	御意見の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	<p>第4章</p> <p>2 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>(3) 生活支援体制整備の推進</p> <p>・生活支援サービスの提供体制の基盤整備</p> <p>・生活支援コーディネーターの配置</p>	<p>生活支援コーディネーターの人選に当たっては、従来型の地縁団体の長などを指名する方法を止め、地域の実情に明るいことのほかに、高齢者や障害者への差別感がなく、それぞれの方の生活歴とライフスタイルを尊重する方を指名いただきたい。また、配置後早い機会に、地域のボランティア活動などのいわゆる地域資源の実情や公的サービスの内容について学習の機会を付与してほしいと思います。</p>	B	<p>第2層生活支援コーディネーターは、地域の実情に精通し、日常的に高齢者の相談支援にあたっている地域高齢者支援センターの職員が行います。人選に当たっては、各地域高齢者支援センター運営法人に対し、知識・経験を有する者の選任を依頼しています。また、選任された第2層生活支援コーディネーターに対し、その役割や業務の進め方について研修会を実施いたします。地域資源の実情等についても研修内容に取り上げたいと考えます。</p>
2	<p>第4章</p> <p>2 地域包括ケアシステムの深化・推進</p> <p>(3) 生活支援体制整備の推進</p> <p>・高齢者の外出支援の検討について</p>	<p>①訪問D型サービスの単独利用を地域支援サービスとして実施することを計画に明記していただけますようお願いいたします。</p>	C	<p>訪問D型サービスは、利用できる人が要支援者等に限定され、かつケアプランへの位置づけが必要になるため、地域支援サービスとして、外出が困難な人すべてが利用できる制度にはなりません。地域支援サービスへ展開するために必要な対象者要件の拡大やガソリン代等実費の考え方の見直しについて、国へ働きかけを行っていきたいと考えます。</p>

番号	御意見等の内容について		計画素案への反映状況	
	計画素案の該当箇所	御意見の概要	区分	御意見等に対する考え方
3	第4章 2 地域包括ケアシステムの深化・推進 (3) 生活支援体制整備の推進 ・高齢者の外出支援の検討について	②文中の「福祉運送制度の活用」を「福祉有償運送制度などの活用」に変更していただきたいと考えます。	A	貴見のとおり変更します。
4	第4章 2 地域包括ケアシステムの深化・推進 (3) 生活支援体制整備の推進 ・高齢者の外出支援の検討について	③文中にある「公共交通機関の利用」について具体的な利用促進のための施策を記載いただけますようお願いいたします。	C	具体的な利用促進のための施策については、事業案を生活支援体制整備事業研究会等に諮り、市民や事業者の御意見を踏まえ、検討を行ったうえで、公共交通推進課や交通事業者との調整を行い、施策として実施いたします。